リフォームプラン

2023年4月3日現在

	2023年4月3日現在
1. 商品名	・リフォームプラン…しんきん保証基金
2. ご利用いただける方	(1) 当金庫の営業地区内にお住まいの方、又は営業地区内の事業所に勤務している方 (2) 年齢が満20才以上で、安定継続した勤務(営業)をされている方 *給与所得者の方は、勤続年数は問いません。 *自営業者の方は、現在の業種で確定申告の実績がある方 *派遣社員・パート等の非正規社員の方で、安定継続した収入が「年収が150万円以上ある」または「年収が90万円以上で家族の方と同居している」方 *年金収入のある方 (3) しんきん保証基金の保証を受けられる方 *上記(1) ~ (3) の全てを満たす方がご利用できます。 申込人が居住(居住予定を含む)し、申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住し申込人が所有している自宅(注)にかかる次の資金 (1) リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 (2) お申込のご本人が(1)を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等からのローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) (3) お申込ご本人がリフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関からお借入れした住宅ローンまたはそれをお借換えしたものの借換え資金(借換えに伴う繰り上完済にかかる手数料を含む)。(ただし、上記(1)または(2)と合わせたお申込に限ります。また、借換え直前に3ヶ月の約定返済で3営業日以上の遅滞が1度もないことが必要です) (4) リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金(ただし、上記(1)と合わせたお申込で100万円まで) *(1)は、申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可。 *ただし、次のものは各種(仮)登記から除きます・当金庫の抵当権・根抵当権・他行住宅ローンにかかる抵当権 (注)【対象となる自宅とは】 お申込ご本人またはその家族の持ち家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの
4. ご融資金額	・1,000万円以内 ・ご融資金額の合計が7百万円超えるご融資は、当金庫の会員であることが必要になります。
5. ご利用期間	・3ヶ月以上15年以内
6. ご融資利率	(1) 変動金利: 当金庫所定の金利+年0. 68% (保証料として上乗せとなります) (2) 固定金利: 当金庫固定金利特約型住宅ローン金利+年0. 68% (保証料として 上乗せとなります)
7. ご返済方法	(1)元金均等毎月返済、または元利均等毎月返済のいずれかとします。 (2)元金の返済をご融資当初の6ヵ月間据え置くこともできます。 (3)ボーナス併用による返済も可能です。ただし、ご融資金額の50%以内です。
8. 保証人	・しんきん保証基金が保証しますので、保証人は不要です。
9. 担保	・不要です。

10. 事務手数料	・不要です。
11. 保証料	・年0.68%(保証料のお支払方法は、毎月の返済元利金に上乗せとなります)
12. 振込条件	・工事契約先等へ融資金全額を振込とさせていただきます。
13. 必要書類	(1) 本人確認書 運転免許証(表裏) 運転免許証を取得されていない方は次のいずれか ① 個人番号カード(表面)②パスポート(2020年2月3日以前に交付された もの)③顔写真付住民基本台帳カード(表裏)④運転経歴証明書(表裏) ⑤上記①②③④をお持ちでない方は健康保険証等 ⑤の場合には、住民票抄本や公共料金の領収書のご提示が必要です。 (2)資金使途確認書類…見積書・注文書・請求書等、振込依頼書 (3) 年収確認書類…見積書・源泉徴収票・確定申告書 (4) 不動産登記簿謄本…自宅建物の不動産登記簿謄本 (5) 返済履歴確認書類…住宅ローン・リフォームローンの借換資金を含む場合のみ
14. その他	(1) ローンの詳しい内容、又はご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合せください。(2) ご利用に際してはお申込後に審査をさせていただきます。しんきん保証基金の保証が受けられない等、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
15. 苦情処理措 置紛争解決 措置	苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部(9時~17時、フリーダイヤル:0120-308-770、電話:03-3742-0621)にお申し出ください。
	紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。なお、上記の各弁護士会(東京三弁護士会)に直接申立ていただくことも可能です。また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)がございます。ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。